

お客様各位

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

「日興中小型グロース・ファンド」
運用ガイドライン変更に関するご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび弊社では「日興中小型グロース・ファンド」(以下、当ファンドといいます。)につきまして、2026年8月21日付で投資信託説明書(目論見書)の「ファンドの特色」に記載されている運用ガイドラインの内容を変更いたしましたので、ここにご案内申し上げます。

◎運用ガイドラインの変更内容

変更前	わが国の金融商品取引所上場株式(これに準ずるものを含みます。)のうち、主として時価総額3,000億円未満の中小型株式を投資対象とします。
変更後	わが国の金融商品取引所上場株式(これに準ずるものを含みます。)のうち、主として時価総額の下位20%となる中小型株式※を投資対象とします。 ※「時価総額の下位20%となる中小型株式」とは、日本に上場されている企業について、時価総額の小さい株式から順に時価総額を累積した額が時価総額合計の20%未満になる株式をいいます。下位20%となる時価総額の判定値は、原則として月1回更新します。

当ファンドは2005年11月の設定来、信託約款の「投資態度」に記載されている通り、わが国の中小型株式を投資対象としております。従前の目論見書においては、主要投資対象とする中小型株式を「時価総額3,000億円未満」と定義しており、金額ベースで固定されたものとなっております。一方で、昨今の日本株式市場は大きく成長しており、「時価総額3,000億円以上」の株式でも相対的には「中小型株式」と認められる状況となっております。こうした市場環境の変化に対して機動的かつ迅速に対応できるようにするため、このたび中小型株式の定義を相対的な表現へ変更いたしました。具体的には、運用ガイドラインにおいて主要投資対象とする中小型株式を「時価総額の下位20%」と定義し、今後も当ファンドの運用方針に則った運用を維持してまいります。

今回の変更は、約款変更には該当せず、異議申立等の手続きもございません。また、お客様にご負担いただく信託報酬の総額に変更はないことも申し添えます。

日頃の皆様からのご愛顧に対しまして心より御礼を申し上げますとともに、今後ともお引き立てを賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

お申込みメモ

商品分類	追加型投信／国内／株式
購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額
信託期間	無期限(2005年11月21日設定)
決算日	毎年11月20日(休業日の場合は翌営業日)
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

手数料等の概要

投資者の皆様には、以下の費用をご負担いただきます。

< 申込時、換金時にご負担いただく費用 >

購入時手数料	購入時の基準価額に対し <u>3.3%(税抜3%)以内</u> ※購入時手数料率は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※収益分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	換金時の基準価額に対し <u>0.3%</u>

< 信託財産で間接的にご負担いただく(ファンドから支払われる)費用 >

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対し年率 <u>2.057%(税抜1.87%)</u>
その他の費用・ 手数料	監査費用、組入有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、借入金の利息、立替金の利息および貸付有価証券関連報酬(有価証券の貸付を行なった場合は、信託財産の収益となる品賃料に0.55(税抜0.5)を乗じて得た額)などがその都度、信託財産から支払われます。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。

※投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに
応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

委託会社、その他関係法人

委託会社	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号 加入協会:一般社団法人資産運用業協会
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
販売会社	販売会社については下記にお問い合わせください。 アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社 [ホームページ] www.amova-am.com [コールセンター] 0120-25-1404(午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除く。)

お申込みに際しての留意事項

■リスク情報

投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に株式を投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

主なリスクは以下の通りです。

【価格変動リスク】【流動性リスク】【信用リスク】

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

■その他の留意事項

- 当資料は、投資者の皆様に「日興中小型グロース・ファンド」へのご理解を高めていただくことを目的として、アモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 分配金は、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した運用収益を超えて支払われる場合があります。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- 投資信託の運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。当ファンドをお申込みの際には、投資信託説明書(交付目論見書)などを販売会社よりお渡ししますので、内容を必ずご確認のうえ、お客様ご自身でご判断ください。

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

金融商品取引業者等の名称	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人 資産運用業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○	○	
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○		
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○
株式会社SBI証券 ※右の他に、以下にも加入 一般社団法人日本STO協会 一般社団法人日本暗号資産等取引業協会 日本商品先物取引協会	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○	○
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券) (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○	○	
株式会社スマートプラス	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3031号	○	○	○
東海東京証券株式会社 ※右の他に一般社団法人日本STO協会にも加入	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○	○	○
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○	○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○	○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第181号	○	○	
moomoo証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3335号	○	○	
明和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第185号	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○

※販売会社によっては取扱いを中止している場合がございます。

(50音順、当資料作成日現在)